

カブアンド株主規約

カブアンド株主規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）の定款においてその内容を定めるカブアンド種類株式、および金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に定めるものをいいます。以下同じ。）への上場の際に当社の定款に定める取得条項に基づきカブアンド種類株式と引換えに交付される当社の普通株式（以下「取得対価普通株式」といいます。）について、留意事項を定め、カブアンド種類株式を保有する株主様（取得対価普通株式を交付された株主様も含むものとし、以下「カブアンド種類株主」といいます。）に同意いただく事項を定めたものです。

第1条（本規約への同意）

1. カブアンド種類株主となるに当たっては、カブアンド会員利用規約に加え、本規約に同意する必要があります。
2. カブアンド種類株主が未成年者等の制限行為能力者に該当し、本規約への同意に法定代理人の同意が必要となる場合は、当該法定代理人の同意を得てから本規約に同意するものとします。

第2条（株式の取得の手続）

1. 当社が発行するカブアンド種類株式を取得するためには、以下の(ア)から(ウ)までの手続をとる必要があります。なお、(イ)および(ウ)の手続は、当社のシステム上で申込みを行うことにより、ほぼ自動的に実行されます。
 - (ア)当社が指定する前払式支払手段発行業者（以下「本件前払式支払手段発行者」といいます。）における、所定の前払式支払手段に関する利用規約に同意する。
 - (イ)株式の申込みを行い、当社から割り当てられた株式の数に相当するカブアンド会員利用規約に定める株引換券を、カブアンド会員利用規約に定める手続に従い、本件前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段（以下「本件前払式支払手段」といいます。）に交換する。
 - (ウ)本件前払式支払手段を使用して払込みを行う。その後、本件前払式支払手段発行者は、当該払込みの対象となった本件前払式支払手段に相当する金銭を当社に払い込む。
2. 当社が発行するカブアンド種類株式を取得するためには、当社が別途指定するご本人確認手続を実施していただく必要があります。ご本人確認手続に当社の故意または過失によらない不備があった場合、カブアンド種類株式を取得できないことがあります。
3. 当社所定のカブアンド種類株式の申込手続を履行しないことや、株式の申込後に株引換券の全部または一部をカブアンド会員利用規約に定める割引券に交換し、払込金額相当分の株引換券を保有していないこと等により、払込期日において有効な払込みとして取り扱われない場合には、カブアンド種類株式を取得できないことがあります。また、株式の申込後当社が定める申込期間内であれば、申込株数の変更または申込みのキャンセルを行うことは可能ですが、カブアンド種類株式の割当ての方法を申込みの先着順に基づくものとした場合、申込みの

時期によってはカブアンド種類株式を取得できないことがあります。

第3条（株式の譲渡の制限）

1. カブアンド種類株式については、第三者に譲渡、担保提供、貸付け、その他の移転または処分（以下「譲渡等」といいます。）をしないようお願いいたします。海外転居に伴いカブアンド会員を退会する等、やむにやまれぬ事情がある場合は、当社までご連絡ください。
2. 前項の定めは、取得対価普通株式を第三者に譲渡等することを制限するものではありません。ただし、カブアンド種類株主が、第5条第1項（エ）に基づき別途提出する確約書等により、当社の普通株式の金融商品取引所への上場にあたり、一定の期間は取得対価普通株式の譲渡等を行わない旨を確約した場合は、当該期間の満了まで、取得対価普通株式の第三者への譲渡等が制限されます。

第4条（当社による株式の取得等）

1. 一定の事由が生じた場合、カブアンド種類株式は、会社法および当社の定款に基づき、当社により強制的に取得されることがあります。一定の事由の概要は以下のとおりですが、詳細は当社の開示書類等に記載のカブアンド種類株式の内容をご確認ください。
 - （ア）当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが取締役会で承認された場合。この場合、カブアンド種類株式1株が取得対価普通株式1株に転換します（ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。）。
 - （イ）カブアンド種類株主が反社会的勢力に該当する場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合の取得の対価は無償です。
 - （ウ）当社がカブアンド種類株主を当社のサービスの会員から強制的に退会させる場合（本規約に違反した場合を含みますが、これに限られません。）で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合、カブアンド種類株式1株の取得の対価は、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額です（ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。）。
 - （エ）当社がカブアンド種類株主に対してする通知または催告に対し、6か月以上返答がない場合で、かつ取締役会の承認がなされた場合。この場合、カブアンド種類株式1株の取得の対価は、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額です（ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。）。
 - （オ）当社が株主総会の特別決議によりカブアンド種類株式の全部を取得することを決定した場合。この場合の取得の対価は、当該決議時の当社の財務状況を踏まえて株主総会において定めます。
2. 前項に定める場合のほか、当社は、相続その他の一般承継によりカブアンド種類株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。この場合、カブアンド種類株式の売買価格は、会社法の定めに従い決定されます。
3. 2027年12月31日までに当社の発行する株式がいずれの金融商品取引所にも上場しなかった場合、当社は、当社が指定する条件および方法により、当社が指定する特定の募集（当該募集を指定する場合は、募集の都度、当該募集に係る有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）においてその旨を記載します。）に限り、その募集に対してカブアンド種類株式を取得するこ

とを希望する者から、当該カブアンド種類株式について、会社法その他法令上必要な手続を経て、当社が指定する評価機関により算定される、その時点のカブアンド種類株式の評価額（以下「評価額」といいます。）による買取りに応じるものとします。ただし、評価額が、当該カブアンド種類株式の払込金額相当額に1.2を乗じて算出される金額（以下「買取上限金額」といいます。）を上回る場合には、買取上限金額での買取りとします。なお、買取上限金額は買取りに係る価格の上限を示すものであって、評価額が買取上限金額を下回る場合は、評価額での買取りとなります。

第5条（当社上場に関する誓約事項）

1. カブアンド種類株主は、当社が当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行う場合、カブアンド種類株主が以下の事項を遵守する必要があることを認識し、これに同意するものとします。
 - (ア) カブアンド種類株主は、当社が別途指定する期日までに、法令の定めおよび当社が別途指定する方法に基づき、あらかじめ当社が指定する証券会社等に当社の株式の記録を受け取るための振替口座を開設し、これを当社に通知するものとし、口座通知の取次請求をする場合は当該証券会社等に対してのみこれを行うことができるものとします。
 - (イ) カブアンド種類株主は、本規約への同意をもって、当社の要請があった場合には（ア）の事項を行うことを当社に無償で委託するものとし、当社または当社の再委託を受けた者による当該委託に基づく作業によることなく、カブアンド種類株主が自ら（ア）の事項を行ってはならないものとします。
 - (ウ) カブアンド種類株主は、当社の発行する株式の上場に際し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく通知および呈示書面の送付が必要となった場合には、当社の要請に応じ当社に対し受領先（電子メールアドレス）を通知するとともに電磁的方法によりこれを受領するものとします。なお、カブアンド種類株主は、カブアンド会員利用規約に基づき、電子メールアドレスを含むカブアンド会員情報に変更が生じた場合、速やかに情報の更新を行うものとします。
 - (エ) カブアンド種類株主は、当社がカブアンド種類株主に対して必要に応じて上場準備に関する書類等（カブアンド種類株式申込時のロックアップに関する確約書を含みますが、これに限られません。）の提出を要請したときは、これに応じるとともに、提出した書類等に係る意思表示を撤回しないものとします。
 - (オ) カブアンド種類株主は、当社がカブアンド種類株主に対して証券会社等を指定して当社の株式を寄託することを要請したときは、これに応じるものとします。
 - (カ) （ア）から（オ）までに定めるもののほか、当社が当社の発行する株式につきいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行い、または上場の手続を進めるに際して、当社がカブアンド種類株主に対して一定の指示または要請を行った場合、カブアンド種類株主は、当該指示または要請が合理的な内容である限り、当該指示または要請に従い、当該指示または要請に沿った対応を行うものとします。
 - (キ) カブアンド種類株主は、（ア）から（カ）までに定める当社の指示または要請が行われた場合において、当該指示または要請が行われた事実を第三者に対して公表または伝達してはならないものとします。

2. 当社は、カブアンド種類株主が前項に基づく自らの義務（ただし（カ）については、重大な義務に限ります。）に違反した場合、当該カブアンド種類株主から、当該カブアンド種類株主が保有する全部または一部のカブアンド種類株式および取得対価普通株式を、1株につき、カブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。）で取得できるものとし、カブアンド種類株主は、これを認識し、これに同意するものとします。

第6条（カブアンド会員利用規約等に反した場合の措置）

1. 当社は、カブアンド種類株主が以下のいずれかの事由に該当した場合、当該カブアンド種類株主から、当該カブアンド種類株主が保有する全部または一部のカブアンド種類株式および取得対価普通株式を無償で取得できるものとし、カブアンド種類株主は、これを認識し、これに同意するものとします。
 - （ア）複数のカブアンド会員情報を登録または保有した場合
 - （イ）KABU&モバイルの利用に当たって詐欺等の犯罪行為を行い、各種令状が発せられた場合
 - （ウ）当社が定める会員利用規約に基づき強制的な退会措置および再度の会員登録禁止の措置をとられた場合
 - （エ）当社のサービスを利用するに際して発生した料金（当社が提供する生活インフラサービスの利用料金等を含むが、これに限られない。）の支払を怠り、当該料金の全部または一部を3か月間滞納した場合
 - （オ）前各号のほか、カブアンド会員利用規約、個別規約その他当社が定める規約又は生活インフラサービスの規約に違反する行為をし、当該違反が重大である場合
2. 当社は、カブアンド種類株主が、当社のサービスを利用するに際して発生した料金（当社が提供する生活インフラサービスの利用料金等を含むが、これに限られない。）の支払を怠り、当該料金を3か月間滞納した場合、当該カブアンド種類株主から、当該カブアンド種類株主が保有する全部または一部のカブアンド種類株式および取得対価普通株式を、1株につきカブアンド種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、株式の分割または併合等があった場合はこれに応じて調整します。）で取得できるものとし、カブアンド種類株主は、これを認識し、これに同意するものとします。

第7条（開示書類への記載）

カブアンド種類株主は、当社の有価証券届出書（金融商品取引所への上場に当たり提出するものを含みますが、これに限られません。）や有価証券報告書に、当社の株主として氏名等の情報が記載される可能性があることを認識し、これに同意するものとします。

第8条（損害賠償）

カブアンド種類株主による本規約への違反または違法行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、カブアンド種類株主に対して当該損害の賠償（合理的な弁護士費用の賠償を含みます。）を請求することができます。

第9条（本規約の変更）

当社は、本規約を民法第548条の4の規定により変更することができます。この場合、当社はカブアンド種類株主が受ける影響を考慮し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、適切な時期・方法により上記効力発生時期までに告知します。

第10条（準拠法および裁判管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が関連法令に反する場合、当該条項はその限りにおいて無効となり、他の条項については引き続き効力を有するものとします。

2024年11月20日 制定

2024年12月20日 改定

2025年5月2日 改定